



新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会(第2回)

ご説明資料

2022年11月16日

一般社団法人全国信用金庫協会
城北信用金庫

1. 信用金庫の特性／ミッション



- 信用金庫は、相互扶助を基本理念とする協同組織の金融機関であり、限られた地域を基盤として、地域の中小企業や居住者に対して必要な金融サービス等を提供(3つの特性 = 協同組織性・地域性・中小企業専門性)。
- 信用金庫のミッション(社会的使命)は、「3つの特性」を活かしながら、地域の発展を実現していくこと。

<協同組織性>

- 1人1票制のもと地域の人・企業の結合体として、相互扶助の理念に基づき事業を運営
- 「出資者 = 会員 = 利用者」の関係であることから、地域の支援に全力を傾注できる
- 地縁・人縁や業界のネットワークを活用した“課題解決の懸け橋”としての機能

<地域性>

- 地域とは運命共同体 (地域から逃げられない)
- 限られた地域内で資金を循環
- 地域のお客様とは、Face to Faceの (顔の見える) 関係

<中小企業専門性>

- 「対象の専門性」により、中小企業への安定的な資金供給を確保(信用金庫の規模の大小に関わらず、事業性融資先は、従業員10人以下の先が8割、20人以下では9割)
- 中小企業の特長や経営実態等に即した本業支援

2. 信用金庫業界の概況



(2022年3月末現在)

信用金庫数 **254 金庫**
(全47都道府県をカバー)

店舗数 **7,129 店舗**
(1 金庫あたり約28店舗)

役職員数 **101 千人**
(1 金庫あたり約400人)

会員数 **899 万人**
(1 金庫あたり約3.5万人)

預金量 **158 兆円**
(1 金庫あたり約6,200億円)

貸出金 **78 兆円**
(1 金庫あたり約3,100億円)

当期純利益 **2,769 億円**

自己資本比率 **12.55 %**

不良債権比率 **3.6 %**

※ 金融庁HP「令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等」、信金中金 地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」より作成。

3. 信用金庫における事業再生について



- 信用金庫は事業地域が限定された協同組織の金融機関であり、地域経済への影響や雇用の確保といった観点からも、取引先の事業再生支援は重要であると認識している。
これまでも、金融調整が必要な場面では、適宜、中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）などの私的整理スキームを活用して、事業再生支援に積極的に取り組んできた。
- 一方、信用金庫は、中小企業専門の金融機関であるため、ある程度規模のある中小企業の私的整理では少額債権者となることが多い。
- また、信用金庫は、全体的に銀行と比較して小規模であり、同じ10億円の債権放棄であっても、金融機関の経営に及ぼす影響は大きく異なる。
- 上記のことから、同じ金融機関の債権者であってもその性格等で立ち位置が大きく異なることを十分にご理解いただきたい。

4. 総論



- 「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（以下、「本制度」という。）については、事業者の円滑な事業再構築が進むことを目的としており、地域経済を支える立場としても大きな異論はない。
そのうえで、本制度の設計にあたっては、透明性、公平性、経済合理性が確保され、少額債権者の権利も守られるような枠組みをお願いしたい。
- 既に、中小企業活性化協議会など様々な準則型の私的整理スキームがあり、本制度についてはあくまで事業者の選択肢の1つであると理解している。
- また、本制度の濫用など事業者のモラルハザードの観点には十分留意のうえ、債務者と債権者の双方にとってバランスのとれた枠組みとなるよう、慎重に検討を行っていただきたい。

5. 各論① 多数決要件の考え方



決議要件について

- 再生計画の実現には、メインバンクの協力が重要であると考えため、債権額ベースで一定割合の債権者の賛成を得る必要がある。
- 一方で、主要な債権者の都合だけで少額債権者が不利な立場とならないよう、債権者の頭数での要件も加えるべきである。
- したがって、「債権額ベース」での一定の賛成に加え、「債権者数ベース」での一定の賛成を決議要件とするような、「額」と「数」を併用した要件とすべきである。

少額債権者の保護等について

- 一定の少額（反対）債権者に対しては、海外での制度も参考に、「債権の買取請求権」等の措置を設けることを検討していただきたい。
- また、反対債権者については、債権者による裁判所の認可に対する即時抗告が可能とされているが、認可の前にも意見を十分に主張できる機会を設けるべきである。

6. 各論② 対象事業者等について



■ 制度の濫用の防止について

- 事業者のモラルハザード、濫用を防ぐような制度設計としていただきたい。
- 例えば、悪意をもった不適切会計（粉飾決算等）を行った事業者や、法人資産の流用等で経営が悪化したような事業者、一時停止中の一部債権者への偏頗弁済を行った事業者等については、本制度の活用対象から除外すべきである。

■ 対象事業者について

- 本制度によって、地域経済や雇用に大きな影響を及ぼすような事業規模の企業が、迅速かつ円滑な事業再構築へと繋がることを期待される。
- 一方で、中小企業の場合、再生計画を作って終わりではなく、金融機関や支援機関がその計画を実行するための伴走支援を行っていくことが非常に重要であるため、中小企業向けに用意されている「中小企業活性化協議会」や「中小企業の事業再生ガイドライン」のスキームの活用が適していると考えられる。

7. 各論③ 指定法人等について



指定法人の役割等について

- 多数決による私的整理制度を導入するため、これまでの準則型の私的整理スキーム以上にモラルハザード防止の観点から、指定法人の役割は重要であり、その公平性・透明性が求められる。
- また、指定法人における「手続実施者」についても、これまでのスキーム以上に高い質が求められると考えられる。
- そのうえで、指定法人における「再構築概要書」、「対象債権」および「資産評定」等の確認や、「再構築計画案」の調査についても、厳格な検証が必要と考えられる。
- 加えて、多数決を導入することから、指定法人はスポンサー企業の適切性も十分に精査することが考えられる。